

平成17年7月12日

第9回インフルエンザワクチン需要検討会の検討結果について

平成17年6月16日(木)13時から第9回インフルエンザワクチン需要検討会が開催され、厚生労働科学研究班において実施した医療機関等調査及び世帯調査の結果報告を行い、次シーズンのインフルエンザワクチン需要の検討を行った。また、次シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について検討を行った。

1. 調査結果概要

(1)医療機関等調査

抽出医療機関に対し、16年度の世代別のインフルエンザワクチン接種人数、接種回数及び次シーズンの需要量の調査票をシーズン前に発出し、シーズン終了後に回収。

以下の需要見込本数を算出。

	最大値	最小値
幼児・児童(13歳未満)	790.8万本	790.8万本
成人(13~64歳)	713.5万本	661.5万本
高齢者(65歳以上)	650.2万本	635.2万本
合計	2,154.5万本	2,087.5万本

(注)・最大値は、幼児・児童が2回接種、成人及び高齢者の1回接種・2回接種の割合が現状通りとした場合。

(2)世帯調査

世代別に住民への郵送によるアンケート調査をシーズン終了後に実施し、以下の需要見込本数を算出。

	推定値
幼児・児童(13歳未満)	600.0万本
成人(13~64歳)	856.2万本
高齢者(65歳以上)	601.6万本
合計	2,057.8万本

(注)・推定値は幼児・児童が2回接種で6000円、成人は1回接種・2回接種の割合が90%が・10%とした場合で、1回の接種費用が3000円、高齢者は1回接種で1500円とした場合。

2. 次シーズンの需要検討結果

今回の医療機関等調査と世帯調査によってワクチンの需要を調査した結果、今冬のワクチン需要は2,057万本～2,154万本程度であり、本年のワクチンメーカーの製造量は、最大2,150万本程度となる見込みであり、十分な製造・供給能力は確保されている。

インフルエンザワクチンの需要は、SARS及び鳥インフルエンザの流行状況などの報道等により変動する可能性があることを考慮する必要がある。しかしながら、世帯調査での付加的な需要予測(200万本～500万本)は、日本国内での人の感染例が出た場合の数字であり、SARSの水際での国内への流入防止対策及び鳥インフルエンザの抑制対策が機能している限り、日本国内での人への感染例が発生する可能性は高いとは言えないため、このような需要が発生することは、考えにくい。

また、本年9月の段階で、シーズン前の需要調査に基づき、需要予測については補正することとし、医療関係者、及びインフルエンザワクチン需給関係者がより最新の需要予測の動向に基づく需給対策に資する情報として提供することとする。

<参考>

今年度のインフルエンザワクチン製造予定量は、現時点でワクチンメーカー4社あわせて計2,150万本である。しかし、インフルエンザワクチンの製造量は、ウイルスを鶏卵で増殖させて製造するため、ウイルスの増殖力、気温、鶏卵の質等に大きく影響を受けるため、この製造予定量はあくまでも現時点の目安である。鳥インフルエンザの国内ヒト感染例が発生すれば、インフルエンザ予防接種の需要が大幅に伸びるが、通常のインフルエンザワクチンは鳥インフルエンザの予防には効果がなく、過剰な需要が発生し、ワクチン不足に陥らないように適切な対応を行う必要がある。

3. 次シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について

昨シーズンの経験にもとづき、次シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応策は、以下のとおりとする。なお、厚生労働省は、これらの内容を都道府県、日本医師会、国公立病院、製造業者等の関係者に周知する。

[都道府県]

- シーズン前に、関係者からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、前シーズンにおける課題の抽出及び今シーズンにおけるワクチンの安定供給等に関する対策を協議する。
- 各都道府県が主体となり、管内の在庫状況を短期間に把握することが可能な体制をあらかじめ確立する。
- 各都道府県はワクチンが不足した場合のワクチンの融通方法をあらかじめ取り決める。
- すべての医療機関に対し、返品による弊害を周知し、返品を行わないよう協力を求める。また、製造業者、販売業者及び卸売販売業者に対し、返品制度の改善を求める。なお、状況によっては、厚生労働省は多量にワクチンを返品した医療機関名を公表することも検討する。
- 医療機関に対し、ワクチン不足時にワクチン融通への協力を求める。

[製造業者及び販売業者等]

- 全生産量のうち、40～60万本のワクチンを融通対策として、製造業者及び販売業者が保管する。なお、その出荷については厚生労働省が調整する。
- 医療機関等から初回注文を受ける際には、その注文量が、前年度使用実績を上回らないように配慮すること。
- 初回注文又は追加注文において大量注文をする医療機関に対しては、医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、ワクチンを分割して納入すること。

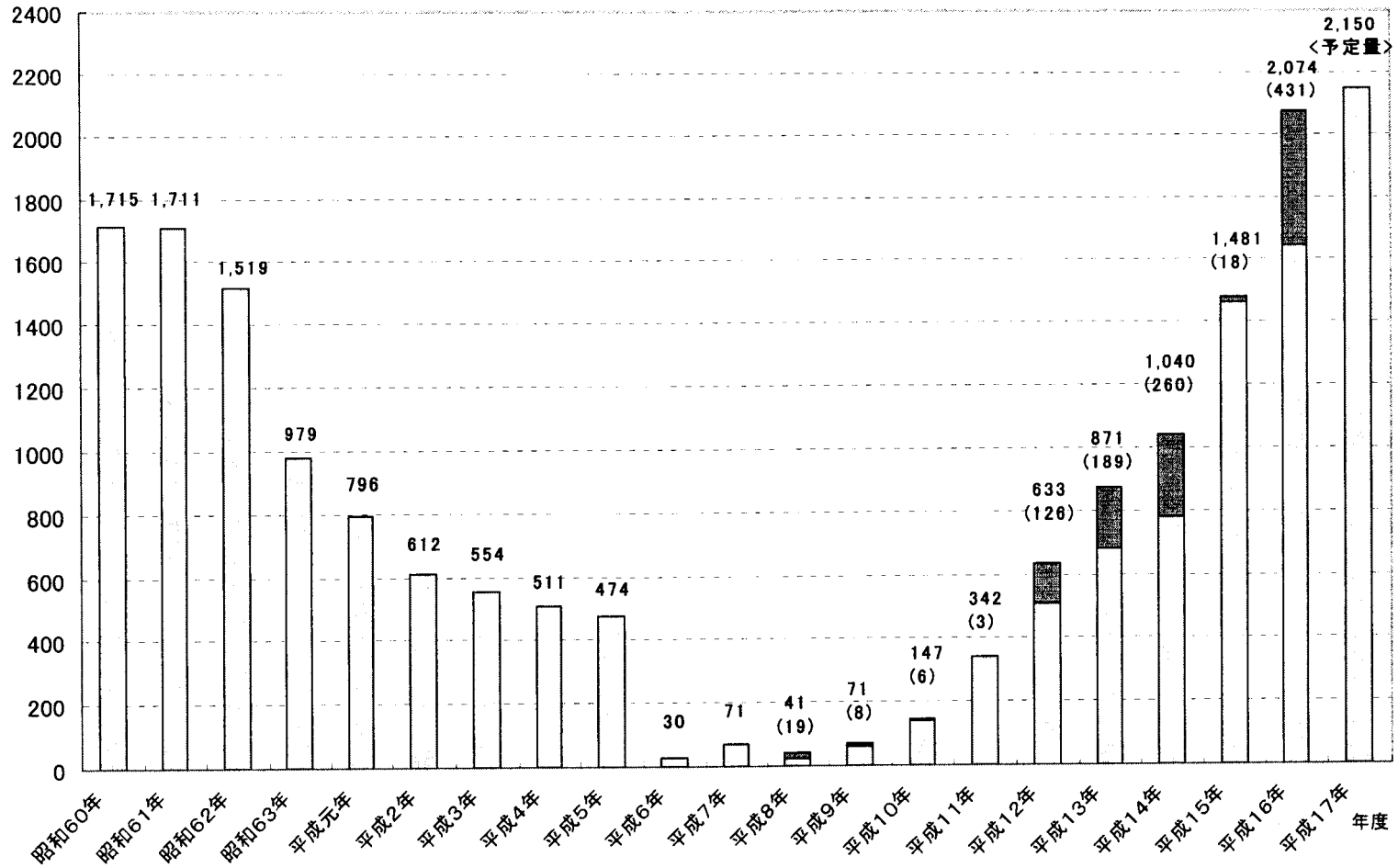
[医療機関]

- 上記内容に協力する。
- ワクチンが不足し、ワクチンを融通する場合は品質確保が重要となるため、規定された貯法(遮光して、10℃以下に凍結をさけて保存)を遵守する。

インフルエンザワクチン製造量の推移

平成17年6月16日

数量(万本)



■ 未使用量
□ 使用量

グラフ中の数字は、製造量

()は未使用量(内数)

※平成7年以前の未使用量については不明

医政経発第0629001号
 健感発第0629001号
 薬食血発第0629001号
 平成17年6月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成17年6月16日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

貴職におかれては、この検討結果に基づいた下記の事項について、十分留意の上、管内の体制づくり及び関係者への周知等を進めていただくとともに、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の予防接種の実施主体である市区町村とも協力体制を確立するようお願いする。

おって、9月の初旬に都道府県インフルエンザワクチン担当者会議を開催する予定であり、この場において、進捗状況等を確認するので準備方よろしくをお願いする。

記

1. 各都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前に、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体、保健所等からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、別添の「インフルエンザワクチン返品本数毎の医療機関数（のべ施設数）」等を参考にしつつ、昨シーズンにおける課題を抽出し、今シーズンにおけるワクチンの安定供給対策等を協議するとともに、以下の体制

等を取り決めておくこと。

- (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制
- (2) ワクチンが不足した場合の融通方法
- (3) 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

2. ワクチンの安定供給を図るためには、関係者が各々の責務を認識し、予防接種希望者本位の考え方に基づいて対応することが必要であることから、当省では、各関係者に対し、別紙通知を発出し、各会員に周知徹底を依頼したところであるが、各都道府県においても貴管内関係者に対して、以下の各事項を周知し、協力を要請すること。

- (1) ワクチン製造量等について

今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,645万本（1mL換算）。以下同じ。）の30.6%増となる2,150万本（平成17年6月16日時点）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち40～60万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管されること。

- (2) 注文量について

(1)の措置により十分なワクチンの供給が予定され、不足時の融通用ワクチンが確保されていることを踏まえて、卸売販売業者は、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注文量が、前年の使用実績を上回らないように配慮すること。

また、追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起こらないように配慮すること。

医療機関等も同様に初回注文及び追加注文を行う際には、これらの取扱について配慮する必要があること。

なお、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

- (3) 分割納入について

初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等におけるワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱に医療機関等も協力すること。

- (4) 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施期間について

予防接種法に基づく定期の予防接種については、インフルエンザ予防接種実施要領（平成17年6月16日健発第0616002号各都道府県知事・政令市長・特別区長あて厚生労働省健康局長通知）を遵守するとともに、同通知において、「実施計画の作成に当たっては、地域医師会等と十分協議するものとし、インフ

ルエンザの流行時期に間に合うように、接種を希望する者が12月中旬までに接種が受けられるよう計画を作成すること」とされているところである。ただし、接種希望者が体調不良等の理由により、その期間内に接種を行えない場合があることにも配慮すること。

(5) 返品について

接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、医療機関等、卸売販売業者は、従来より商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、また、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討すること。

(6) 品質確保について

医療機関等は納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保し、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

また、卸売販売業者は、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、ワクチンを引き取る際に、医療機関等において貯法を遵守したなど品質の確保がなされていることを確認すること。

3. 全国の卸売販売業者の在庫状況を血液対策課から全都道府県に対し定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状態をモニターできる体制を構築することとしているので、その情報を活用し、早期に供給不足の状況等を把握し適切に対応すること。

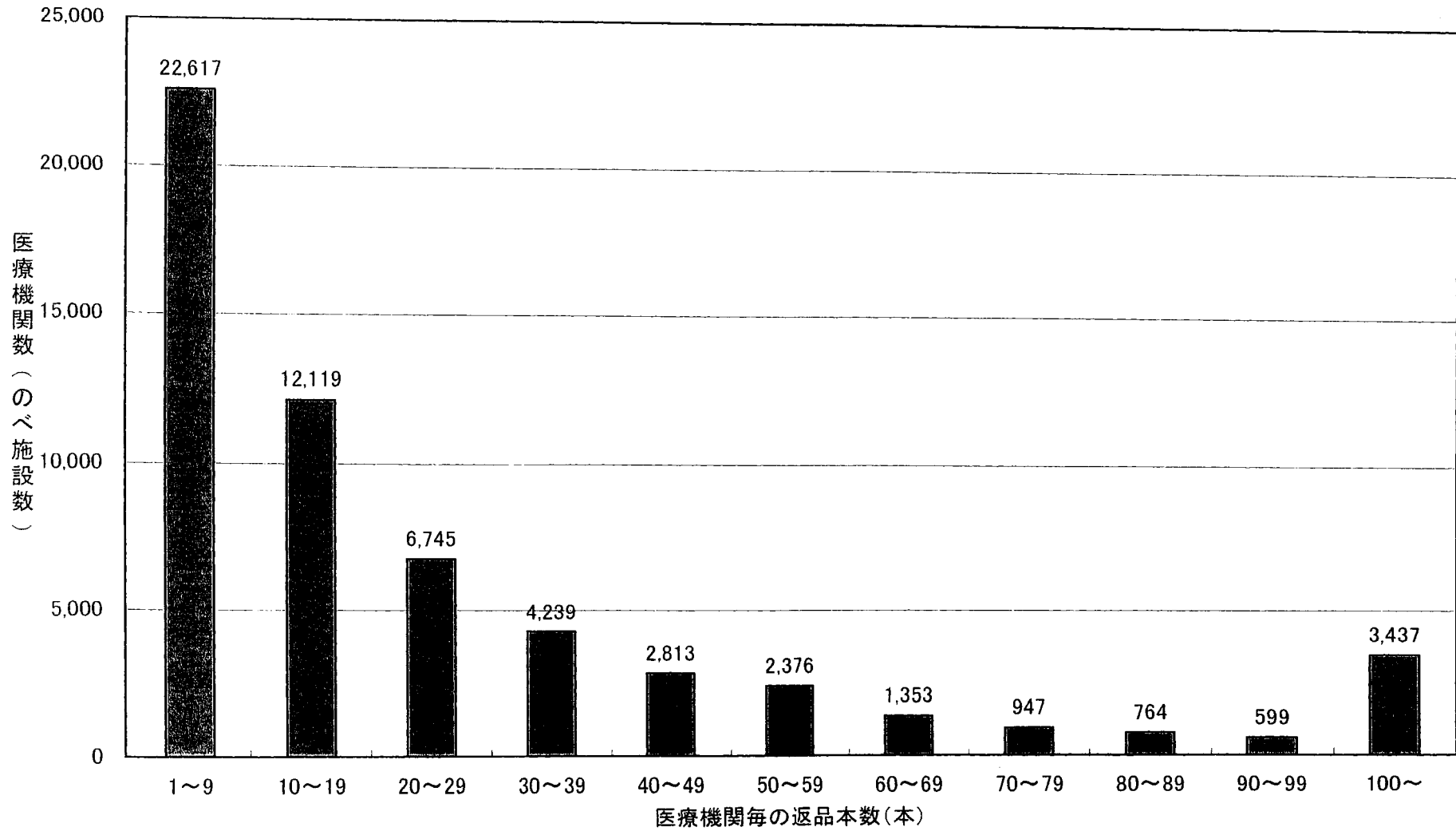
4. 管内におけるワクチンの供給に滞りが生じた場合には、管内の在庫調査及び地域間の融通を行うこと。その上でなお、管内における供給不足が明らかになった時は、血液対策課に対し、その状況を報告すること。

血液対策課では、その報告を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、融通の必要性が認められたときは、都道府県の協力の下、製造業者等及び卸売販売業者の在庫の全国的な融通を依頼するとともに、必要に応じ製造業者等において融通用に保管されたワクチン合計60万本を当該都道府県内の卸売販売業者に配送するよう製造業者等に依頼することとしていること。

インフルエンザワクチン返品本数毎の医療機関数(のべ施設数)【通期】

返品本数 (1mL換算)	1~	10~	20~	30~	40~	50~	60~	70~	80~	90~	100~	計
北海道	814	339	188	136	78	67	55	32	22	13	102	1,846
青森	190	92	53	35	26	20	10	13	5	2	25	471
岩手	183	117	58	40	21	26	10	6	10	6	35	512
宮城	240	172	89	57	48	52	24	10	19	12	50	773
秋田	172	68	27	19	14	6	9	6	2	5	19	347
山形	158	104	64	34	26	23	8	5	11	4	33	470
福島	285	179	106	77	55	58	26	11	11	19	79	906
茨城	289	204	121	84	62	47	30	26	9	17	81	970
栃木	310	188	141	85	65	59	32	18	23	13	100	1,034
群馬	374	226	94	67	60	42	23	15	14	4	37	956
埼玉	642	375	223	165	96	89	49	29	38	31	157	1,894
千葉	706	401	233	143	96	77	37	39	32	31	134	1,929
東京	1,996	1,288	714	500	341	315	177	127	101	68	512	6,139
神奈川	1,269	558	315	165	133	103	55	46	28	22	165	2,859
新潟	290	104	60	34	18	17	9	2	3	7	26	570
富山	223	94	74	54	32	25	18	14	6	7	29	576
石川	225	128	78	47	40	29	18	20	11	5	35	636
福井	146	85	73	36	21	30	14	6	5	7	41	464
山梨	150	77	48	30	21	19	16	11	9	9	37	427
長野	492	196	100	88	39	37	20	17	18	10	84	1,101
岐阜	283	216	126	81	61	60	32	27	22	16	88	1,012
静岡	558	372	220	133	87	76	47	26	24	21	129	1,693
愛知	1,144	575	338	237	165	130	74	64	48	38	229	3,042
三重	331	204	122	85	46	52	22	24	14	18	72	990
滋賀	223	132	67	53	25	21	17	11	4	6	35	594
京都	624	340	203	96	55	35	25	17	10	14	48	1,467
大阪	2,109	1,175	616	360	242	196	116	71	54	42	204	5,185
兵庫	1,459	720	373	231	124	101	49	50	40	28	119	3,294
奈良	346	160	97	51	25	25	15	8	4	3	22	756
和歌山	334	171	83	46	32	25	12	7	4	7	33	754
鳥取	105	62	27	19	13	8	7	2	3	0	4	250
島根	161	75	37	17	14	14	7	3	2	1	12	343
岡山	408	182	93	66	30	30	14	7	4	2	33	869
広島	561	286	169	83	42	48	27	13	14	8	46	1,297
山口	342	161	81	49	40	23	13	9	13	8	31	770
徳島	231	131	70	41	36	27	11	12	13	8	38	618
香川	267	131	100	57	39	34	20	11	13	6	57	735
愛媛	357	181	91	55	37	29	16	8	6	6	36	822
高知	198	100	67	35	23	23	13	6	10	5	32	512
福岡	1,189	677	330	183	134	88	47	31	26	25	90	2,820
佐賀	242	116	65	39	27	17	12	10	9	2	22	561
長崎	450	195	97	62	38	18	17	8	10	11	40	946
熊本	470	227	123	52	39	35	24	21	8	3	42	1,044
大分	305	140	71	41	38	22	14	12	3	10	31	687
宮崎	234	120	57	52	28	26	18	8	7	7	43	600
鹿児島	344	188	115	86	69	53	29	15	18	7	54	978
沖縄	188	87	48	33	12	19	15	13	4	5	66	490
計	22,617	12,119	6,745	4,239	2,813	2,376	1,353	947	764	599	3,437	58,009

インフルエンザワクチン返品本数毎の医療機関数(返品があった全国計58,009施設の内訳)

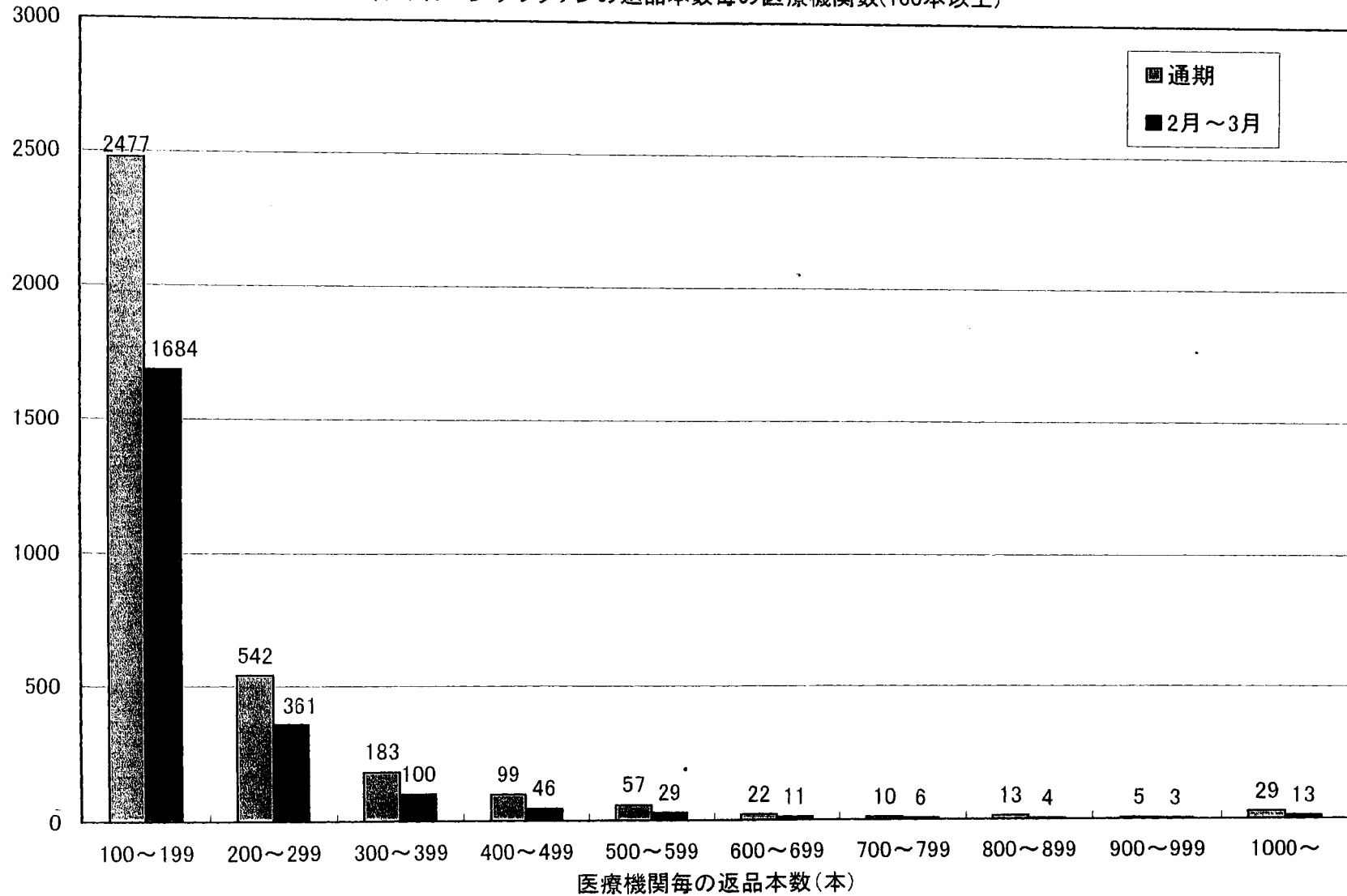


インフルエンザワクチン返品本数毎の医療機関数(のべ施設数)【2～3月】

返品本数 (1mL換算)	1～	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	90～	100～	計
北海道	680	259	153	108	55	55	43	26	16	10	62	1,467
青森	171	72	42	26	18	15	6	3	1	1	16	371
岩手	167	91	44	30	16	15	11	6	8	1	17	406
宮城	202	125	64	38	31	28	19	6	10	5	20	548
秋田	146	63	18	17	7	6	2	5	1	2	8	275
山形	131	78	49	23	20	14	5	3	8	2	21	354
福島	256	137	82	58	41	43	18	8	6	16	38	703
茨城	239	148	95	64	39	29	21	17	4	14	45	715
栃木	267	157	110	72	52	46	28	16	17	11	61	837
群馬	345	198	82	55	55	34	21	14	14	4	32	854
埼玉	621	361	213	161	90	77	47	27	35	31	142	1,805
千葉	689	348	192	119	79	64	29	28	26	25	95	1,694
東京	1,961	1,250	664	461	308	275	159	109	88	64	423	5,762
神奈川	1,117	496	252	134	113	74	38	31	29	17	111	2,412
新潟	224	75	49	26	12	9	6	1	1	4	17	424
富山	204	66	55	38	21	15	8	7	1	4	15	434
石川	214	111	67	31	28	17	13	13	7	3	17	521
福井	143	68	65	24	21	24	13	5	4	3	30	400
山梨	126	65	38	19	16	14	12	6	5	4	25	330
長野	302	127	77	55	23	17	11	13	11	9	46	691
岐阜	240	150	88	56	43	35	23	23	10	11	48	727
静岡	510	315	172	105	74	65	33	18	19	13	77	1,401
愛知	1,154	544	294	216	134	104	72	54	36	32	166	2,806
三重	328	180	101	75	40	35	13	16	13	14	36	851
滋賀	220	104	52	44	17	8	12	10	3	4	25	499
京都	571	277	141	65	32	20	14	13	9	7	26	1,175
大阪	1,979	1,048	535	309	203	168	103	56	45	36	150	4,632
兵庫	1,339	618	295	180	108	65	35	40	29	23	74	2,806
奈良	331	147	87	40	21	21	12	8	2	3	15	687
和歌山	258	144	74	40	25	18	10	4	4	4	27	608
鳥取	98	47	22	9	9	5	5	1	0	0	3	199
島根	135	49	22	11	10	8	4	3	2	1	6	251
岡山	367	157	77	51	30	22	12	4	3	1	20	744
広島	422	179	115	43	22	28	15	8	5	4	18	859
山口	284	127	64	33	24	16	7	6	8	4	15	588
徳島	178	101	46	21	17	13	6	8	7	4	16	417
香川	264	114	68	36	29	25	15	6	11	3	32	603
愛媛	265	126	50	36	24	18	9	5	3	2	19	557
高知	175	75	44	31	17	17	11	5	9	5	20	409
福岡	1,110	523	249	135	91	62	29	21	16	13	53	2,302
佐賀	193	89	47	31	18	11	9	7	9	3	6	423
長崎	381	124	54	38	21	9	9	4	7	5	16	668
熊本	349	128	65	29	18	13	6	11	2	2	17	640
大分	281	96	38	32	18	12	13	8	2	6	16	522
宮崎	202	102	41	33	24	17	9	5	7	5	36	481
鹿児島	313	137	78	60	48	33	17	11	11	5	30	743
沖縄	177	86	44	27	12	15	13	9	4	4	49	440
計	20,329	10,082	5,374	3,345	2,174	1,734	1,026	708	568	444	2,257	48,041

医療機関数(のべ施設数)

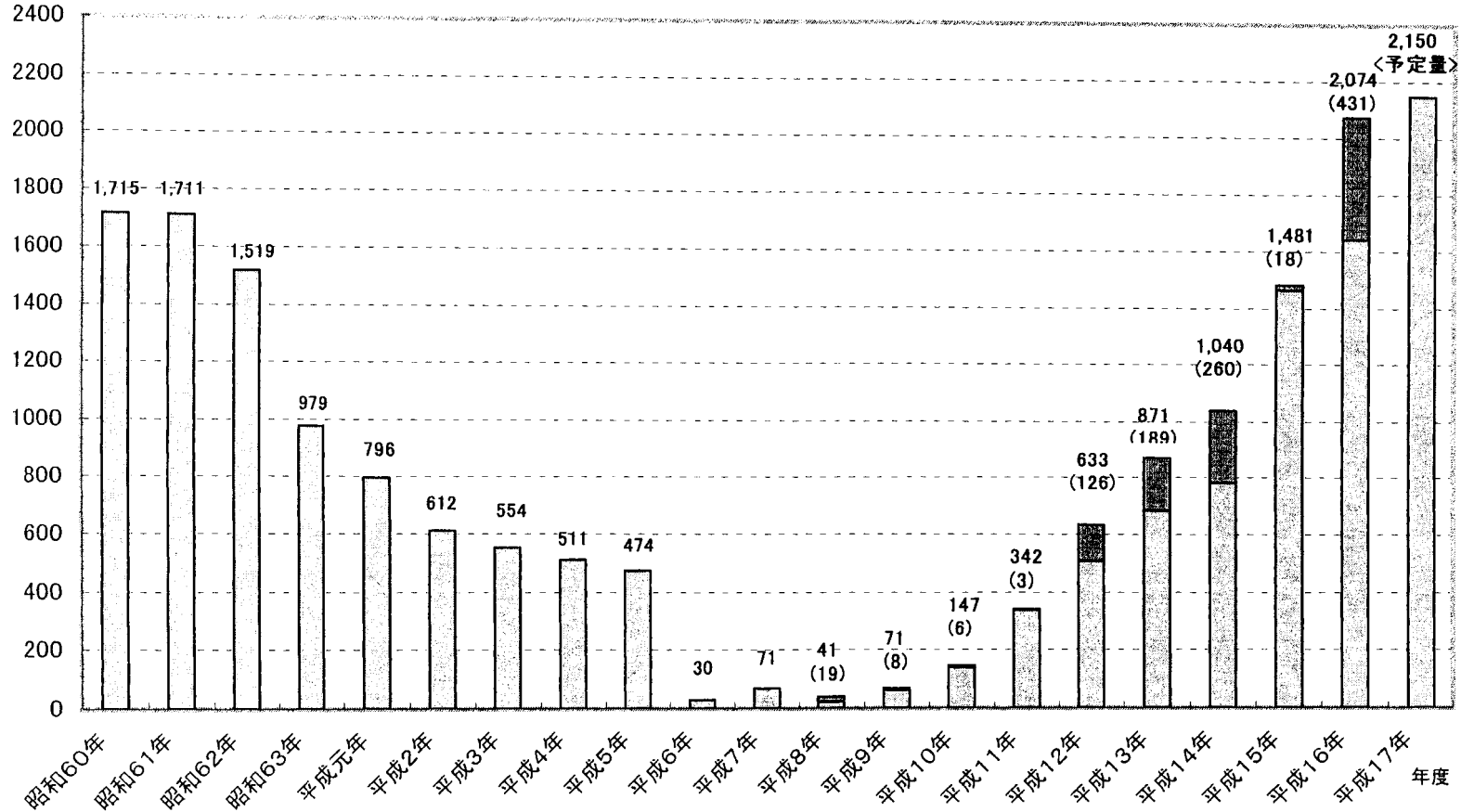
インフルエンザワクチンの返品本数毎の医療機関数(100本以上)



インフルエンザワクチン製造量の推移

平成17年6月10日

数量(万本)



■ 未使用量
□ 使用量

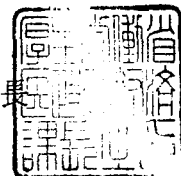
グラフ中の数字は、製造量
()は未使用量(内数)
※平成7年以前の未使用量については不明



医政経発第 0629002 号
薬食血発第 0629002 号
平成 17 年 6 月 29 日

(社) 日本医薬品卸業連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 17 年 6 月 16 日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,645 万本（1mL 換算）。以下同じ。）の 30.6 % 増となる 2,150 万本（平成 17 年 6 月 16 日時点）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち 40 ～ 60 万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売会社において保管されること。これを踏まえて、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注分量が、前年度使用実績を上回らないように配慮すること。

また、追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。

なお、前年に実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文についても、全体の注

文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

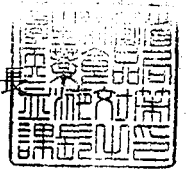
2. 初回注文又は追加注文において大量注文をする医療機関に対しては、医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、ワクチンを分割して納入すること。
3. 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、従来より商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。
4. ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、医療機関等からワクチンを引き取る際に、医療機関等において、貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守したなど品質の確保がなされていることを確認すること。
5. 全国の卸売販売業者の在庫状況を血液対策課から全都道府県に対し、定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状況をモニターできる体制を構築することとしている。
このため、製造業者等及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。
6. 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。



薬食血発第 0629003 号
平成 17 年 6 月 29 日

(社) 細菌製剤協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 17 年 6 月 16 日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. ワクチン不足時の融通用として、ワクチンの全製造量のうち、合計 40 ～ 60 万本（各製造業者 10 ～ 15 万本ずつ（1mL 換算）。以下同じ。）を当課より連絡があるまでの間、市場に出荷せず、保管しておくこと。

当課においては、ワクチンの供給に滞りが生じたとの情報を把握した場合は、各都道府県の在庫不足状況を精査し、融通を必要とする都道府県名と数量を連絡するので、配送先の卸売販売業者を決定し、当課へ報告すること。

なお、保管体制の解除については、全国の流通状況を見極めた上で、当課より連絡する。

2. 上記 1. の 40 ～ 60 万本のワクチンが確保されていることを踏まえ、卸売販売業者に対して、医療機関等の初回注水量が前年の使用実績を上回らないように配慮するよう周知すること。

なお、前年に実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文についても、全体の注水量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮するよう周知すること。

3. 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、従来より商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。
4. 全国の卸売販売業者の在庫状況を血液対策課から全都道府県に対し、定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状況をモニターできる体制を構築することとしている。
このため、製造業者等及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。
5. ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、販売業者が卸売販売業者からワクチンを引き取る際に、医療機関等において貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守したなど品質の確保がなされていることを確認すること。

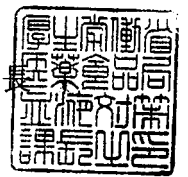
健 感 発第 0629002 号
薬食血発第 0629004 号
平成 17 年 6 月 29 日

別記（医療機関関係団体代表者） 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局血液対策課長



インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成17年6月16日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,645 万本（1mL 換算）。以下同じ。）の 30.6 % 増となる 2,150 万本（平成17年6月16日時点）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち 40 ～ 60 万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売会社において保管されること。これを踏まえて、各医療機関におかれては、初回注文量が前年の使用実績を上回らないように配慮いただきたいこと。

2. 追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関内在庫の消費状況をみながら、必要量の注文を随時行うに配慮すること。
なお、前年に実績のない新規のワクチン取引については、状況により、納入量の調整が行われる場合があること。
3. 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、従来より商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。
なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討すること。
4. 大量注文をする場合は、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
5. 納入されたワクチンについては、貯法（遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。）を遵守して品質を確保すること。ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。
6. 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。

(別記)

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長 雪下國雄

社団法人全国自治体病院協議会会長

社団法人全日本病院協会会長

社団法人日本医療法人協会会長

社団法人日本病院会会長

宮内庁長官官房秘書課長

防衛庁運用局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課長

医政局国立病院課長

労働基準局労災補償部労災管理課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長

日本郵政公社人事部門厚生労働部長

日本赤十字社社長

社会福祉法人恩賜財団済生会理事長

全国厚生農業協同組合連合会会長

社会福祉法人北海道社会事業協会会長

社団法人全国社会保険協会連合会会長

財団法人厚生年金事業振興団理事長

財団法人船員保険会会長

国家公務員共済組合連合会理事長

社団法人地方公務員共済組合協議会会長

日本私立学校振興共済事業団理事長